

# 消費者の強い味方 クーリング・オフ制度(Ⅲ)

## クーリング・オフできない場合

これ他にも法律で指定された  
適用除外のがあります。

健康食品や化粧品などを開封、消費した場合  
(法律で指定された消耗品)



自分から店舗や営業所に行って契約した場合



商品代金の総額が、3,000円未満で現金取引の場合



通信販売の場合

(返品特約がなければ、8日間以内なら送料消費者負担で返品可能)



乗用自動車を契約した場合

